

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の 支払いを巡るトラブルが発生しています

令和7年4月1日以降、雇用仲介サービスの提供に関する料金、違約金等について、誤解やトラブルが生じないように、職業紹介事業者や募集情報等提供事業者による明示が義務化されました。

義務を守っていない事業者との契約は、トラブルにつながる可能性があります。

契約締結前に、明示された契約内容を十分に確認・検討してください。

契約内容に合意できない場合はそのサービスの利用はせず、他の有料職業紹介事業者や募集情報等提供事業者、ハローワーク等を活用しましょう。

職業紹介事業者や募集情報等提供事業者の利用で利用料金や違約金等の支払いを巡るトラブルが発生した場合は、**最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』**でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

トラブル事例

事例 1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日来ただけで退職してしまった。職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、そもそも無期雇用の者を募集しており条件に合わないうえ、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者とも、利用料金や返戻金や違約金等については**分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないように明示する義務**があります。**契約する前に**、これらの規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

また、特に早期離職時の返戻金は詳細に確認しましょう。実際に早期離職が生じた場合は、不明点など事業者にご相談しましょう。事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に誠実に対応することが求められています。

事例 2

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからの応募で受け直したいと言われた。了承していいのか？

まずは**事業者との契約内容をご確認ください**。求職者のいうとおりにすると、募集情報等提供事業者AとBの両方から料金を請求される可能性がありますので、**求職者からのこうした申し出は断ることがトラブルを回避する上で重要**です。

事例3

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者Aから連絡があり、求人情報サイトに載せないかといわれた。3週間無料掲載後有料(6ヶ月間は月5万円)になるが、その前に継続しない連絡をすれば無料となるといわれて契約したが、契約を終了しようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

早期離職の際の対応と同様に、契約する前に、無料期間、有料へ移行する前の契約終了方法、途中で充足した場合の取り扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。思い込みで判断せず、契約前に、契約書をよく確認することが重要です。

事例4

求人募集に当たって、A社の求人サイトを利用していました。その後、直接応募のあった求職者Bを採用したところ、数ヶ月後に、A社から、求職者BはA社サイトの利用者であり、採用報告を怠ったとして、利用料金が請求されました。

求人サイト運営会社の中には、登録者の就職情報を確認して、自社サイトを通じて就職していない場合でも、過去にそのサイトを経由して求職者の情報を得たことがある場合などに料金を請求するケースがあります。支払うこととなるかどうかは個別の契約によりますので、契約前に利用規約や契約書をよく読んで確認しておきましょう。また、**利用規約変更の通知があった場合は、必ず確認し、契約の継続の可否を検討してください。**

あわせて、違約金規定のあるサイトを通じて連絡があった求職者については、応募があったか否かにかかわらず記録を残しておき、その後の採用に際してサイト運営会社への連絡の要否等を確認するようにしましょう。また、**採用に際しては応募から採用までの経路や日程その他の証拠となる履歴を残しておくことが重要です。**

「適正な明示がない事業者」や「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」については、相談窓口までご連絡ください。

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

職業紹介事業者または募集情報等提供事業者の利用で利用料金や返戻金、違約金等の支払いを巡るトラブルは
労働局「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口までご連絡ください。
受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県労働局



厚生労働省ホームページ

雇用仲介事業者(職業紹介事業者、募集情報等提供事業者)は新たなルールへの対応が必要です

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1_00002.html

従業員の職場定着など、雇用管理面で困りの事業主の皆さまへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html>

厚生労働省 ホームページ



厚生労働省は、一定の基準を満たす適正な職業紹介事業者を認定しています。

厚生労働省は一定の基準を満たした適正な職業紹介事業者を公表し、適正認定事業者には認定マークを付与しています。

- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時(就職後6か月以内)の返戻金制度がある など

医療・介護・保育分野適正紹介事業者認定制度
特設ウェブサイト(厚生労働省委託事業)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



【認定マーク】



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL080826 需02